

徳島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月二十一日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第二十一号

徳島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

徳島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年徳島県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項各号を次のように改める。

- 一 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

附則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。